

KSKR

奈良県自閉症協会 NEWS

No. 210

2016
Jan.

1

きずな

The Kizuna

<http://www.eonet.ne.jp/~asn/>

発行人:

関西障害者定期刊行物協会

編集人: 奈良県自閉症協会

支部長&事務局: 河村舟二

〒639-1005

大和郡山市矢田山町 84-10

購読料1部 100円

会員は会費に含まれています。

明けましておめでとうございます。今年もよろしくお願いいたします。

平成28年1月10日高田市の奈良県産業会館でいあ主催のペアレント・メンター普及啓発事前研修会があり参加してきました。井上雅彦(鳥取大学大学院医学系研究科教授)による講演「発達障害のある子供の家庭支援-ペアレント・メンターの役割-」があり、私の予想以上に多くの方が興味を持ち参加されていました。家庭支援の必要性は発達障害者支援法

第3条の2に、国および地方公共団体は家族支援について必要な措置を講ずることと決められています。とりわけ親が親に求める支援ニーズに応える方法のペアレントメンターは奈良県でも是非必要な取り組みではないかと思いました。メンターとはご承知のように、「信頼のおける相談相手」という意味であり、同じ発達障害を持つ親が親の立場で相談にのる活動なので、ペアレント・メンターといいいます。今日ではインターネットを利用すれば多くの情報を採ることができます。しかしこの情報の中には、価値あるもの無益なものが混在しているのであり、結局

は情報を正しく理解したり、選択するには個々の知識や選択の力量が問われます。こんな時、子育ての先輩である親からの助言は非常に価値あるものです。親が親に対して求める相談ニーズは幼児期から成人期老年に至るまでライフステージを通して高率であることが井上先生のご研究の表に示されていました。ただ、「親ならではの支援」であるため得手不得手があり、誰もが相談相手に共感、

明けましておめでとうございます

寄り添いが得意とは限りません。そのため、多少、相談テクニックや専門家との連携方法を少し学ぶ必要があります。今回「いあ」が平成27年度発達障害者家族支援体制整備事業として、ペアレントメンター養成講座(基礎研修)を開催します。日時場所は平成28年3月12日と13日の二日間、帝塚山大学学園前キャンパスです。是非会員の皆様から多くの方が受講され、メンターに登録されるように希望します。

(河村)



2015年12月21日午後3時から、福岡高裁で、安永健太さんの事件の判決がありました。残念ながら、控訴棄却という不当判決でした。しかし、「警察官らが仮に知的障害等を認識していたとしてもパニック状態に陥った健太さんの自傷他害のおそれを解消するにはその動きを制止するしかなかった」という佐賀県の主張を排斥し、「警察官は、職務の相手方が知的障害者であることを認識している場合はもちろん、認識していない場合においても、相手

方の言動等から知的障害等の存在が推認される場合においては、その特性を踏まえた適切な対応をすべき注意義務を認め、穏やかに話しかける等の適切な対応がなされていれば健太さんの死を回避することができたと考える余地がある」との解釈が示されました。この点においては、地裁判決から一歩前進しています。弁護団は引き続き上告し最高裁での裁判を決定されたようです。奈良県自閉症協会としてはこの件に以前より関心を持ち支援しています。つきましては、引き続き皆様のご支援ご協力をお願い申し上げます。(河村)

障害者総合支援法施行3年後の見直しに向けた提言（案）

平成27年12月17日

自由民主党障害児者問題調査会

厚生労働部会障害福祉委員会

1. はじめに

○障害者自立支援法の施行（平成18年4月）以来、障害者への福祉サービスの充実が図られてきており、平成25年4月より「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）に基づき実施されている。

○障害者総合支援法の附則において、施行後3年を目途として障害福祉サービスの在り方等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされていることを踏まえ、障害児者問題調査会及び厚生労働部会障害福祉委員会合同会議では、24の関係団体からヒアリングを実施しつつ、障害者総合支援法の見直しに向けた議論を行い、その方向性に関する提言をとりまとめた。

○また、2020年にはオリンピック・パラリンピック東京大会が開催される。障害者総合支援法の見直しと併せて、障害者差別解消法の着実な実施や海外からの身体障害者補助犬の受入れへの対応をはじめとして、障害者とともに安心して暮らせる共生社会の実現を目指し、関係省庁が協力して取り組む必要がある。

○「一億総活躍社会」の実現に向けて、障害者一人ひとりの状況に応じて、地域に定着しつつ、自立して生活や就労ができるよう、支援の充実を図っていく必要がある。

また、職員の資質向上やキャリア形成を図ることができる職場環境の整備等を進めるなど、障害福祉サービスを担う人材の育成・確保を進めることも重要である。あわせて、障害者の所得の確保に係る施策の在り方について、就労の支援を含め、幅広い観点から引き続き検討を行う。

2. 基本的な考え方

○障害者総合支援法施行3年後の見直しに当たっては、以下のような基本的な考え方の下に、課題の解決を目指すべきである。

1）障害者本人の意思を尊重した地域生活の実現に向けた住まい等の支援を拡充するとともに、障害者の就労や社会参加を一層促進すること。

2）高齢障害者、精神障害者、女性障害者、障害児、重複障害者など、より支援が必要な人を手厚く支援できるよう、それぞれの状況やニーズに応じたきめ細かな対応を実現すること。

3）障害福祉サービス等の質の向上に向けた環境整備を図るとともに、持続可能性の確保に向けて、サービス提供を可能な限り効率的なものとしていくこと。

3. 今後の方向性

（1）本人が望む地域生活の実現

○「親亡き後」への対応を含め、障害者が安心して地域生活を営むことができるよう、医療との連携、短期入所による緊急時対応等を総合的に進めることにより、グループホームや障害者支援施設等を中心とする地域生活の支援拠点の整備促進と機能強化を図ること。

○地域生活の重要な受け皿であるグループホームの機能強化を図るため、重度障害者に対応可能な体制を備えたサービスを位置付けるとともに、障害者の状態とニーズを踏まえて必要な者にサービスが行き渡るよう、その利用対象者の見直しを行うこととし、現に入居している者に配慮しつつ障害者の状態・ニーズや障害特性等を踏まえて詳細について検討を行うこと。あわせて、定期的な巡回訪問や随時の対応により、本人が望む地域生活を支えるサービスを創設すること。

○地域生活において特に手厚い介護が必要な重度障害者への支援を充実するため、重度訪問介護について、入院時も支援を受けられるよう見直しを行うとともに、国庫負担基準について、重度障害者が多い小規模な市町村に配慮した方策を講ずること。また、重度障害者の大学への就学に関する支援の在り方について検討し、必要な措置を講ずること。

○障害者の意思が適切に反映された地域生活の実現に向け、与党では成年後見制度の利用促進に向けた法案を検討しているが、政府においても、同制度の適切な利用を促す取組を進めるとともに、意思決定支援のガイドライン等

の普及を図ること。

（２）障害者の就労と社会参加の促進

○障害者が各々の適性に応じて能力を十分に発揮し、自立した生活を実現することができるよう、就労移行支援や就労継続支援について、工賃・賃金の向上や一般就労への移行促進に向けた取組を進めるとともに、一般就労に移行した障害者の就労定着を支援するサービスを創設すること。

○障害者就労施設等の受注機会の拡大に向け、障害者優先調達推進法（ハート購入法）に基づく取組を推進するとともに、障害者就業・生活支援センターの充実や改正障害者雇用促進法の円滑な施行など、福祉と雇用が一体となった取組を進めること。

○通勤・通学等に関する移動支援について、障害者差別解消法に基づく「合理的配慮」を含め、関係省庁・関係施策と連携した取組を進めるとともに、障害福祉サービスにおいて、通勤・通学に関する訓練の実施や入院中の移動支援の利用など、利用者のニーズを踏まえた対応を行うこと。

（３）障害者の状態やニーズに応じたきめ細かな対応

○障害福祉サービスを利用してきた高齢障害者が介護保険サービスを利用する場合も、必要なサービスが円滑に提供できるよう、相談支援専門員と介護支援専門員との連携など、障害福祉制度と介護保険制度との連携に向けた取組を推進するとともに、障害福祉サービス事業所が介護保険事業所になりやすくする見直しを行うこと。

あわせて、65歳に至るまで相当の長期間にわたり、介護保険サービスに相当する障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者が、引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合について、円滑に介護保険サービスを利用できるよう、一般高齢者との公平性や障害の状況等にも留意しつつ、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減する見直しを行うこと。

○精神障害者の地域移行や地域定着の推進に向けて、医療と福祉等の様々な関係者が情報共有や連携を行う協議の場の設置を促進するとともに、ピアサポートを担う人材の育成等や、短期入所（ショートステイ）における医療との連携を強化すること。

○意思疎通の支援について、障害種別ごとの特性やニーズに配慮したきめ細かな見直しや、地域の状況を踏まえた計画的な人材養成を行うとともに、支援機器の実用化に向けた開発支援やその利活用支援を進めること。

○女性障害者について、妊娠・出産・育児等の女性特有の負担や健康問題があることを踏まえ、調査・研究や啓発活動等を進め、女性障害者の持つニーズに適切な対応ができるようにしていくとともに、支援・保護する立場の人間による虐待等の（性）暴力被害が顕在化しにくいことに留意し、女性障害者に対する虐待防止のため、施設等の職員に対する研修・啓発や本人に対する予防教育等の対策を進めること。

（４）障害児に対する専門的で多様な支援

○障害児やその家族の状況・ニーズにきめ細かく対応するため、乳児院や児童養護施設を訪問して実施する発達支援を推進するとともに、重度の障害等により外出が困難な障害児に対し、自宅を訪問して発達支援を実施する方を講ずること。

○医療的ケアが必要な障害児（医療的ケア児）については、障害児に関する法令の中で明確に位置付け、必要な支援や人材の確保、実態調査を推進するとともに、医療・福祉・保健・教育等の支援の連携促進を図ること。

○放課後等デイサービスの質の向上と支援内容の適正化を図るとともに、自治体が障害児のサービス提供に関する計画を策定するものとする。

（５）障害福祉サービス等の質の向上や持続可能性の確保

○公平性や透明性を確保しつつ、利用者の意向が反映された適切な支給決定が行われるよう、主任相談支援専門員の創設など人材育成を図るとともに、相談支援体制の強化を図ること。

○利用者が個々のニーズに応じた良質なサービスを選択できるよう、都道府県がサービス事業所の情報を公表する仕組みを設けるとともに、自治体の指導事務や審査事務の効率化を推進すること。また、補装具について、購入を基本とする原則を堅持しつつ、成長に伴って短期間で取り替えなければならない障害児の場合など、個々の状態に応じて、利用者の便宜や負担軽減にもつながる場合には、貸与の活用も可能とすること。

○障害福祉サービス等の報酬をめぐる諸課題については、次期報酬改定に向けて引き続き検討すること。

○制度を持続可能なものとしていくため、利用者負担の在り方について引き続き検討するとともに、サービス提供を可能な限り効率的なものとするなど、財源を確保しつつ、障害者に対して必要な支援を確実に保障していくこと。

●速報●安永健太さん死亡事件 福岡高裁判決

全国から期待を胸に250人が集結

12月21日（月）、福岡高等裁判所には、福岡、九州各県に加え、埼玉、東京、神奈川、愛知、滋賀、京都、大阪、兵庫、岡山、広島から250人が判決を聞こうと集まりました。裁判所前で行なわれた門前集会では、健太さんのお父さんである安永孝行さん、弟さんの浩太さん、弁護団から今の心境を話されました。いずれも今日の判決に期待する言葉が発せられました。判決日の前週には、全国から届けられた累計57,668筆もの慎重審理を求める要望書を福岡高裁に手渡しました。

しかし、判決は敗訴

そして15時より、福岡高等裁判所第501号法廷にて、記者14席含め

り押さえた警察官がいう健太さんは激しく抵抗していた等の証言を引用して、違反ではないとするものです。ただし、今回の判決では、この事件は健太さんに知的障害があったから起きたと認めていて、警察側がこれまで主張してきた、「障害があってもなくても健太さんへの取り押さえは正当」ということについては否定しています。さらに、「ウー、アー」という健太さんの取り押さえ時の言動は、障害や困難があることがわかる事情と認めているのです。

しかし、健太さんへの取り押さえは、違反とはいえないという判断を下しました。

争点2

障害などに配慮した対応が必要なのは

そして2点目は、知的障害やコミュニケーションに不安がある等の人には配慮した対応が必要なのは、と

た120の傍聴席が埋まるなか、安永健太さん死亡事件の民事控訴裁判の判決が言い渡されました。結果は、2014年2月28日に佐賀地方裁判所が下した原判決をそのまま採用して請求棄却、敗訴でした。傍聴席、全国から福岡に集まった250人は落胆の色に包まれました。

裁判官の口から異例の判決主旨が判決文は「主文」と「事実及び理由」と構成されています。主文は以下の文章だけです。

- 1 本件控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人らの負担とする。

そして一般的に民事裁判では主文を裁判官が言い渡して裁判が終わります。しかし今回は、判決趣旨と前置きし、この裁判での大きな争点に

いう点です。判決では、一定数の障害者が地域で生活している日本の現状からみて、警察官は知的障害やコミュニケーション困難のある人に適切な配慮ある対応を行う注意義務があることは明らかである、と明言しました。

ただ今回の事件では、健太さんがうつ伏せで取り押さえされてから心肺停止まで「長くても10分程度」だったなかでは、薬物依存などの可能性もあり、知的障害があるかどうかは確実な判断ができないとしました。

無念の声が次々と

以上のように、今回の判決は「警察官は知的障害やコミュニケーション困難のある人に適切な配慮ある対応を行う注意義務がある」という前進点はあったものの、結局は警察官個人の判断による行為によって死に至らしめられても違法ではないということであり、とにかく結論は敗訴

について説明しました。その内容は、「警察官にはその人の言葉や行動等から、知的障害やコミュニケーションの困難さがあると思われる場合には、その人の特性を踏まえた適切な対応をすべき注意義務がある。しかし安永健太さん事件の場合は、このような義務に違反したと評価できない」というものでした。

争点1

健太さんへの取り押さえは保護行為を超えているのでは

今回の裁判の主な争点は2つでした。1点目は、障害があるなしに関わらず、健太さんへの取り押さえは保護行為を超えているのでは、という点です。判決では、違法とはいえないと判断しました。これはこれまでの裁判で証人尋問されてきた、取

でした。

判決後、安永健太さん死亡事件を考える会福岡事務所の古賀の進行で、福岡中央市民センターにて行なわれた報告集会を行ないました。傍聴者から「今日は多くの人たちと喜び合えると思っていた」との無念さや、「この判決は人の命が軽んじられている」、「あんなに簡単な言葉で命を決めていいのか」との怒りの声があがりました。

安永孝行さんは、「裁判の結果は最悪だった。現場の警官次第で事が変わるのではないかという印象がある。上告するかはこれから考える。言葉がちよっと出てこない。」

安永浩太さんは、「完敗。兄ちゃん（健太さん）の場合は、知的障害者とわからず、暴れたから取り押さえでもいい、と判決に書いてある。また、亡くなったこと真相については書いていい。残念。ここまでこられたの

はみなさんのおかげ。まだまだ自分たちは頑張ろうと思う、兄ちゃんを犬死にしないために。」とその思いを話されました。

これからがはじまり

安永さんの弁護士団長である河西弁護士や事務局長をつとめる星野弁護士からは、「社会を変えることこそが勝つということであると思っている。判決趣旨を裁判官が言うのは珍しい。これは傍聴者に伝えたいことがあるということ。伝えたかったのは、警察官には障害などに配慮した対応をするべき注意義務が当然にあるということ。この事件をさらに広く知らしめること、社会の理解を深めること、そして変わることのために運動していくことが必要。」との発言がありました。報告集会最後の言葉として、日本障害者協議会の藤井代表からは、この事件をもっと世の中に広げていくこと、地元の警察

や弁護士などと連携して、安永さん事件のようなことが起こらない地域との関係を作っていくことの2点に提起がなされました。

最高裁判所へ上告するかどうかは、安永さん親子が決められることです。ので現時点ではわかりません。裁判が続くこととなればより大きな支援をしていきましょう。そして、さらに安永健太さん事件を広く地域に知らせ、障害のある人が安心して暮らす事の出来る地域をつくるための運動を継続し、さらに大きくしていきましょう。

安永 健太さん死亡事件 国家賠償請求訴訟 福岡高等裁判所「不当敗訴判決」を受けての弁護士声明

2015年12月21日

安永訴訟全国弁護士団長 河西 龍太郎 弁護士 星野 圭

することはできないとして第一審と同様に、遺族の控訴を棄却した。

2 本判決の評価

本判決は、警察官らが仮に知的障害等を認識していたとしてもパニック状態に陥った健太さんの自傷他害のおそれを解消するにはその動きを制止するしかなかったという佐賀県の主張を排斥し、警察官は、職務の相手方が知的障害者であることを認識している場合はもちろん、認識していない場合においても、相手方の言動等から知的障害等の存在が推認される場合においては、その特性を踏まえた適切な対応をすべき注意義務を認め、穏やかに話しかける等の適切な対応がなされていれば健太さんの死を回避することができたと考え余地があるとした点においては、地裁判決から一歩前進したものと評価できる。

障害者権利条約に関する政府レ

ポートが作成されている現在、本訴訟では、障害のある市民に対するわが国の人権意識が問われていたところである。かかる時期において一般的とはいえ注意義務が認められたことの意義は大きい。

しかしながら、具体的当てはめにおいて、本件取押え前後の健太さんの言動は事後的に考察すればその知的障害等に起因するものと認めながら、健太さんの当時の言動等から知的障害等が推認される場合には当たらないとして、警察官の注意義務を否定した点において、不当との非難を免れないものである。

健太さんの遺族、支援者及び弁護士団は、同様の悲劇が二度と起こらず、誰もが安心して暮らせる社会を実現するために、警察官らの対応の誤りを指摘してきたところであるが、本判決の示す基準に基づいて注意義務の有無が判断されるならば、本件の

1 福岡高等裁判所の判決について
本日、福岡高等裁判所第3民事部は、安永健太さん死亡事件について遺族が提訴した国家賠償請求訴訟（以下、「安永訴訟」という。）について、遺族の控訴を棄却する「不当敗訴」判決を言い渡した。

安永訴訟とは、2007年9月25日、知的障害のある安永健太さん（当時25歳）が5人の警察官に取り押えられた直後に急逝した事件の真相解明を求める訴訟である。第一審である佐賀地方裁判所は、警察官らの行為に何ら問題はなかったとして、遺族の請求を棄却していたが、福岡高裁は、警察官にはその職務の相手方の言動等から知的障害等の存在が推認される場合にはその障害特性を踏まえた適切な対応をすべき一般的な注意義務があると判断したものの、本件の具体的事情を前提とすると、かかる義務を怠ったとまで評価

再発を防止することはできないと言わざるを得ず、結果的には障害者権利条約の趣旨を没却してしまうものであり、その点が強く危惧されることである。

3 佐賀県及び佐賀県警に求めること
佐賀県及び佐賀県警察は、「知的障害等を認識していたとしても、本件においてはその動きを制止するしかなかった」との主張が本判決によって明確に排斥されたことを重く受けとめ、知的障害をはじめコミュニケーションに何らかの障害を持つ市民に適切な配慮をするよう、改めて認識の周知を徹底しなければならない。

また、警察官を含むすべての公務員が、障害のある市民に対し常にありべき対応をなすよう十分かつ適切な研修を実施するなどの対応を直ちに実施すべきである。かかる対応は、障害のある市民が社会参加を

果たすためにも不可欠のものである。行政機関が障害のある市民の社会参加に対する障壁とならないよう、強く求める。

以 上

e コラム

自閉症 e サービスの中山代表から、自閉症に関わるすべての方々へのメッセージ「e コラム」。支援の目付け所、気づきのヒントの宝庫です。皆様、是非ご一読願います。

連載 e コラム⑥

「入所施設とグループホーム」

障害者自立支援法が施行され、いよいよ「施設から地域へ」という流れが本格化することになります（と思っているけど？）。そこで槍玉に挙げられるのはもっぱら入

所施設のほうで、簡単に言えば、施設＝ダメ、地域＝良いという図式です。じゃあ、ここで言う地域とは何を指しているのか。そこで、期待されている社会資源の1つが、グループホーム（自立支援法では、ケアホームというのもし出てきました）です。

つまり、「施設から地域へ」という標語の具体的な中身は、「施設を出てグループホームで暮らす」ということのようにです。が、私がこの図式に疑問を持っています。

「施設から地域へ」とは本来、何を意味しているのでしょうか。

私は、障害者は施設入所させればよい（地域から隔離する）という施策や思想に対する反省と、それに替わる「障害者が地域で普通に暮らす社会を」というノーマライゼーションの実現を指しているものと思っています。決して、入所施設そのものがダメなのではありません。入所施設

もまた地域の社会資源の1つとして、もっとノーマライズしていけばいいと思うのです。

裏返せば、グループホームなら、普通の地域生活を実現できるか？という疑問もあります。そんなに簡単なことなら、グループホームで暮らす重度知的障害の自閉症の人たちがもっと増えていってもよさそうですが、事態はいっこうに良くなりません。私の見聞きする範囲でも、グループホームや自活訓練事業ではうまく暮らせず、施設に逆戻りしたり、不適応行動が悪化した例もいくつかあります。

グループホームであっても施設であっても、自閉症の人の生活の質を左右するのは、単にその器の問題ではないのではないのでしょうか。むしろ、スタッフの支援技術や生活環境の快適さや周到な計画と準備や予算的な裏づけや、何よりも「自閉症の

人が普通に暮らすこと」を大事に日々実践されているかどうかにかかっていると私は思っています。

いつもの時間が来たからと、スタッフが機械的に絵カードを見せて「ごはん」だ「お風呂」だと自閉症の人を連れていけば、それが普通の暮らしだと言うのでしょうか。「〇〇さんは、明日からグループホームで暮らすことになります」と紙に書けば、本人がそれで納得するとでも思っているのでしょうか。

普通の暮らしと言いながらそんなに薄っぺらな中身であるなら、施設もグループホームもどちらも失格です。

私なりに標語を書き改めれば、「施設もグループホームも、他のやり方でも可能性はある」「みんなで連携して、自閉症の人が地域で普通に暮らせる社会を実現しよう」です。

（執筆：代表 中山 清司）



平成26年度(平成27年度実施)奈良県共同募金助成による住みよい地域づくり支援事業

レッツゴー、ドロボー。



【刑法39条】

1. 心神喪失者の行為は、罰しない。
2. 心神耗弱者の行為は、その刑を減輕する。

日時 2016年3月4日(金)

10:30~ 13:00~ 18:00~ 3回上映

場所 奈良西部市民会館・学園前ホール 304席

無料上映 申込み不要・託児なし

ダウン症の青年が主演を演じる、意外と社会派? コメディ!

39

サンキュー せっとうだん

窃盗団

押田 大 押田清剛 山田キヌヲ 斎藤 歩 内田春菊 ベンガル 品川 徹

監督・脚本: 押田秀将 プロデューサー: 大西弘幸 野々川千恵子 今村雄介 音楽: 大友良英 撮影: 松根広隆 録音: 今村寿志
編集: 今井 剛 監査: 船本昇和 音響効果: 伊藤瑞樹 制作: 千葉文香 美術: 藤澤啓子 坂田未希子 山田志穂 助監督: 松原隆二
スチール: 田中良子 制作デスク: 興田直子 主題歌: 「サンキュー 窃盗団のテーマ」 制作支援: 川崎市アートセンター
製作: サンキューキネマ 配給: オフィス・シロウス ©2011 サンキューキネマ <http://39thankyou.com/>

赤い羽根共同募金による映画上映会 主催 特定非営利活動法人 奈良県自閉症協会

刑法39条があるから大丈夫!?

兄と弟が紡ぎだす、緊張感ゼロのドロボームービー。

ものがたり

兄キヨタカ(押田清剛)、ダウン症。弟ヒロシ(押田大)、発達障害。刑務所を出たり入ったりしたヒロシは、オレオレ詐欺のリーダー・ケンジ(斎藤歩)に「お前の兄貴は刑法39条があるから、刑務所に入らなくていいんだ」と、そそのかされる。キヨタカの幼馴染の和代(山田キヌヲ)と三人で、ケンジにだまされているとも知らずに、のんきにドロボームービーの旅に出て空気を繰り返す三人。痴呆老人の金山(品川徹)も加わった緊張感ゼロな「サンキュー窃盗団」。本当に、彼らはつかまることは無い!...のかな?

刑法39条 1. 心神喪失者ノ行為ハ之ヲ罰セス 2. 心神耗弱者ノ行為ハ其刑ヲ減輕ス



障害があっても、いつも笑いがある

8歳下の弟がダウン症であることが、自分の人生に「居座っていた」という押田監督が、10年以上温め続け、やっとの思いで実現した本作。終始一貫した明るい語り口ながら、障害者を取り巻く現実時にシビアなまなざしを投げかける。「じめじめとした障害者も」にはしたくなかったという監督の視点が、見ているこちらの障害者観を覆す。主演はダウン症の実弟、押田清剛。監督のもう一人の弟、押田大がキヨタカの弟ヒロシを演じている。身を寄せあい、笑いあって生きるキヨタカとヒロシの兄弟愛が物語に温かみをプラスしている。

豪華キャストに豪華ミュージシャン

キャスト陣は、山田キヌヲ(「悪人」)、斎藤歩(「白夜行」)、品川徹、ベンガル、内田春菊ら味わい深い俳優たちが兄弟たちをガッチリとサポートしている。音楽は数多くの映画音楽を手掛け、世界的なターンテーブル奏者、ギタリストである大友良英。七尾旅人やクラムボンの原田郁子も参加している主題歌「サンキュー窃盗団のテーマ」が映画に彩りを添えている。

39 サンキュー

そこの映画とは、生い立ちが違うのじゃ!
この映画こそが、もっと知られて
一人でも多くの人にね、観てもらわなきゃ。
あのね、楽しいよ。

スネオハアー
(ミュージシャン)

Review

女子高生にキモイと言われたキヨタカが、
シャワーを浴びながら「修行」する背中
稀に見るベストショット。
安っぽいお涙も、嘘くさいモラルも無く拒絶して、
すれすれのユーモアと「ホンモノ」の
醒し出す愛嬌にどっぴりと浸かる。
野心的でありつつ、愛に溢れまくった映画だ。

リサンイル 李相日
(映画監督/「フラガール」「悪人」)

監督・脚本
おしだこうすけ
押田興将

1969年神奈川県出身。「うなぎ」ではメイキング、
「カンゾー先生」「セブンスター11」では助監督として
今村昌平作品を経験。ドキュメンタリーの演出も
手掛け、04年李相日監督「スクラップ・ヘブン」に
プロデューサーで参加。以降、プロデューサーとして
活躍。最新のプロデューサー作品では「夢売る
ふたり」(西川美和監督)がある。



公式HP★<http://39thankyou.com/> 主題歌配信★<http://www.pj-fukushima.jp/diy.html> 2011年/日本/カラー/デジタル/113分 ©2011サンキューキネマ

39窃盗団(サンキューせつとうだん)上映会

日時 2016年3月4日(金)

10時半～ 13時～ 18時～ **3回上映**

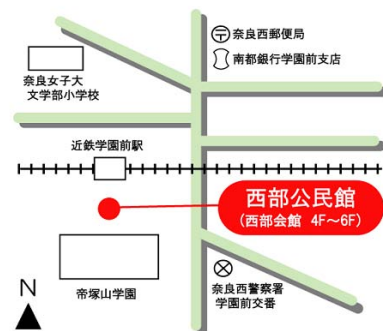
場所 奈良西部市民会館・学園前ホール **304席**

駐車場なし(近鉄学園前駅隣接・民間駐車場あり)公共交通機関をご利用下さい

参加費 **無料** 申込み不要 託児なし

主催 特定非営利活動法人 奈良県自閉症協会

ホームページ <http://www.eonet.ne.jp/~asn/> 問い合わせ先 kawafune@ares.eonet.ne.jp



障 福 第 4 5 8 号

平成27年12月22日

障害者関係団体 各位

奈良県健康福祉部障害福祉課長

プロバスケットボールチーム「バンビシャス奈良」

ホームゲームへの招待事業について（案内）

このたび、株式会社バンビシャス奈良から、2015－2016シーズンのホームゲームへの招待事業の実施について、別添のとおり案内がありました。この事業は、TKbjリーグオフィシャルパートナーのプロミスのお力添えにより、障害のある方を対象として、無料招待していただけるものです。

つきましては、標記招待席での観戦を希望される場合は、別紙申込書により、直接バンビシャス奈良事務局までFAXでお申込みいただきますようお願いいたします。

記

【バンビシャス奈良ホームゲーム】

1. 日 程 平成27年12月26日（土）～平成28年4月17日（日）
までの別紙日程の土・日
2. 会 場 奈良市中央体育館、大和郡山市総合公園、橿原公苑第1体育館
3. 招待対象者 障害のある方とその介助者1名
1試合あたり定員12名（介助者は含みません）
4. 申込方法 別紙申込書により、FAXでバンビシャス奈良事務局へ申し込む
申込期限は、試合開催日の10日前の18時まで
5. 申込・問合せ先 バンビシャス奈良事務局
電 話：0742-20-1800
FAX：0742-20-1801

※席については、申込後、席が確保され次第、事務局から連絡が入ります。

障害福祉課社会参加促進係 伴野
TEL 0742-27-8517

特定非営利活動法人奈良県自閉症協会主催

2016 年度参加者募集開始！

□ミュージック・コミュニティ♪

きいてみよう！しってみよう！やってみよう！

『新しい友達を作りたい！』『トランペットをやってみたい』『自分の居場所をみつきたい！』

「人前でパフォーマンスをやってみたい！」「新しい事に挑戦したい！」「音楽が大好き！」

きいてみよう！しってみよう！やってみよう！もおかげさまで3年目突入中～！

トランペットの演奏やジェンベでのドラムサークル、ボディパーカッションのプログラムで構成されています。「音楽が好きだけど、どこからどうしたら？」と思うこどもたちが聞いて、知って、やってみる。チームの中で自分の役割を考えていく。音楽の中で自分自身を表現していく活動です！

現在、小学生6名が楽しく活動中です(^^♪

☆2月の活動日程

・2月6日（土）大和郡山市福祉会館3階

・2月20日（土）奈良先端大 センたんホール

10:00～12:00 ※見学希望の方は下記のアドレスまでお問合せ下さい。

対 象 者：発達が気がかりな小学1年生～6年生の児童、中学生、高校生の方

※保護者の方に付き添いをお願いする場合があります。

募集人数：若干名（小グループで行いますので定員に達しますとお断りする場合があります）

月 会 費：自閉症協会会員 3,000 円 非会員 4,000 円

場 所：大和郡山市福祉会館 他

時 間：10:00～12:00

日 程：毎月隔週土曜日 月2回



□ミュージック・ボランティア募集

音楽の勉強されている学生さん、社会人の方
これから幼稚園や小学校、中学校などの先生を
目指しておられる方！
こどもたちのサポーターをやってみませんか？
お待ちしております！

♪講師紹介♪

村上和代（大阪音楽大学ホルン専攻卒）
伊勢美香（相愛大学マリンバ専攻卒）
松嶋春香（相愛大学打楽器科卒）

<お問い合わせ> ケンケンパ事務局

Eメール：kenkenpa_autism@yahoo.co.jp

電話：090-9099-5448（飯田）

全福連発第57号

平成27年12月4日

厚生労働省 年金局

事業管理課長 高橋 和久様

公益社団法人全国精神保健福祉会

理事長 本條 義和

精神障害に係る障害年金認定についての要望書

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

最近、家族会に相談に見える精神障害がある方々やその家族から、年金が減らされて生活できなくなり困っているとの訴えがしばしば聞かれます。

本年2月に、「精神・知的障害に係る障害年金の認定の地域差に関する専門家検討会」が開催され、「等級判定のガイドライン」案が定められ、「障害等級の目安」と「総合評価の際に考慮すべき要素」が出されましたが、この「等級判定のガイドライン」案に私たちは大きな危惧を抱いています。

精神医療の専門家団体である「精神科七者懇談会」から入手した資料（別紙「H24年度障害基礎年金の障害認定の地域差に関する調査（精神・知的のサンプル調査）結果に「障害等級の目安」を当てはめた表」）に記されているように、同懇談会では、障害等級が「等級判定の目安」に忠実に判定された場合、現在、障害基礎年金2級を受けている者が前回の2級判定時とほぼ同様の（「日常生活能力の程度」と「日常生活能力の判定」が同じ）障害年金診断書を提出した時、およそ2万3千人の障害基礎年金受給者が3級あるいは非該当と判定され障害基礎年金を受給できなくなると指摘しています。さらに、およそ14万2千人の障害基礎年金2級受給者が3級と判定され障害基礎年金を受給できなくなる可能性が生じると言っています。同様に、障害基礎年金1級受給者も別紙の通り、2級への降級、あるいは障害基礎年金を受給できなくなる可能性も出てくると懸念しています。

収入や財産の乏しい精神障害者にとって大きな収入源となっている障害年金が、前回申請時とほとんど状態が変わらないにもかかわらず、受給できなくなる人が大勢出るということを、当会としては到底認めることはできません。

生活するうえでなくてはならない障害年金が減額されたり支給停止されたりすると、福祉事業所の工賃や就労による収入と合わせても自立した生活ができなくなり、支えている家族の負担は限界を超えてしまいます。

生活保護に移行することは、本人と家族の自尊心と意欲を大きく損ない、本人の人生を困難なものにし、社会の生産性を下げることにも繋がります。生活上の困難は、精神障害の症状を悪化させます。自殺を思いつめたりしないかと、家族は不安でなりません。

精神障害者の就労は、定着が難しいという状況があっても、本人の人間としての誇りや社会とのつながりの中での人間としての生きがい、成長、自立にとって欠かすことができないものです。それなのに「総合評価の際に考慮すべき要素の例」では「就労が1年を超えてさらに一定期間継続している場合は、それを考慮する」ということが記載されています。このことも見逃すことはできません。

障害年金を真に必要とする全ての精神障害者が障害年金を受給できるようにすべきであるとの考えから、以下のことを要望します。

記

1、障害年金等級判定に関わる認定医が、本ガイドラインの「障害等級の目安」と「総合評価の際に考慮すべき要素の例」に強く縛られず、柔軟な判定がなされ、障害年金を必要とする全ての精神障害者が障害年金を受給できる環境を繰り返し整備すること。

2、特に障害年金の更新時、これまで障害年金を受給していた精神障害者が、障害年金診断書においてほぼ同じ状態・評価（前回の診断書と「日常生活能力の程度」と「日常生活能力の判定」の平均が同じ）、あるいは状態が悪化したにもかかわらず、障害年金を受給できなくなったり、降級されることがないようにすること。

3、「総合評価の際に考慮すべき要素の例」にある「就労が1年を超えてさらに一定期間継続している場合は、それを考慮する」を削除し、「精神障害者の就労は何年にもわたり不安定であるので、長期的な視点で経過をみる必要がある」旨の内容に変更すること。

4、障害年金診断書の「日常生活能力の程度」と「日常生活能力の判定」の平均が、その更新時、前回の障害年金診断書と変わっていない、あるいは重くなっているにもかかわらず、降級となったり、障害年金を受給できなくなった者がいれば、その件数とその理由を年度ごとに公表すること。

以上



保護者対象

平成28年1月10日

平成27年度 発達障害者家族支援体制整備事業
ペアレントメンター養成講座【基礎研修】の開催について

この度「ペアレントメンター養成講座」を開催することになりましたので、ご案内申し上げます。

メンターとは「信頼のおける相談相手」という意味です。同じ発達障害の子どもをもつ親として、親の立場で相談にあたる方を「ペアレントメンター」と呼んでいます。何よりも親同士であること、そして、今まで培ってこられた子育ての経験や地域の情報が、同じ悩みを持った後輩の方々にとって、大きな助けになるかもしれません。親は専門家ではありませんので、“問題を解決する”のではなく、先輩として“一緒に考える”“共感する”“ヒントになりそうな経験を伝える”等、親にしかできない家族支援の可能性があります。そのような、地域での親同士の支え合いを推進する目的でペアレントメンター養成講座を企画致しました。

この基礎研修では、地域情報の収集や発達障害の基礎知識、相手を尊重し、共に考えていくための相談技術の基礎を学びます。

受講をご希望の方は別紙様式よりお申し込みください。

- 1) 【受講要件】下記、①②の両方を満たす方が受講可能です。

①発達障害のある子どもが小学生以上であること。

②県内の発達障害に関連する団体での活動経験があり、その団体代表者から推薦があること。

もしくは、県内の関係機関からの推薦があること。

※申込締切り後、参加の可否をメールにてご連絡申し上げます。

- 2) 【日時】平成28年3月12日（土）、13日（日）10:00～16:30（受付開始 9:45～）※2日間

- 3) 【会場】帝塚山大学 学園前キャンパス（〒631-8585 奈良市学園南3-1-3）

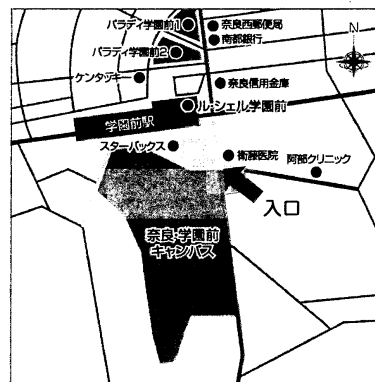
※3/12（土）16号館9F 16903号室

3/13（日）18号館3F 18312号室

キャンパス入口で入校券を受け取ってご入場ください。

★アクセス…近鉄学園前駅から徒歩1分

駐車場は無いため、近隣の有料駐車場をご利用ください。



- 4) 【定員】25名 ※参加費無料

- 5) 【申し込み方法】別紙申込用紙に記入し、下記の住所まで

郵送にてお送りください。

※宛名「奈良県発達障害支援センターでいあーメンター事務局宛」

- 6) 【申込締切】平成28年2月19日（金）必着

- 7) 【お申込み・お問い合わせ】

奈良県発達障害支援センターでいあー（ペアレントメンター事務局）

〒630-8424 奈良市古市町1-2 奈良仔鹿園内

TEL：0742-62-7746 / FAX：0742-62-7747

E-mail：deardeer@hozanji-wel.org

<主催> 奈良県／奈良県発達障害支援センターでいあー

<後援> 帝塚山大学

<ペアレントメンター養成講座【基礎研修】プログラム>

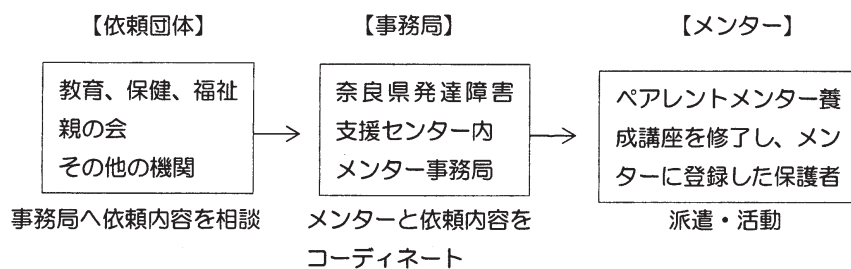
1日目

時間	内容	講師
10:00-10:30	オリエンテーション	式部陽子 氏（奈良教育大学特別支援教育研究センター）
10:30-11:15	リソースブックの作り方と地域活動	
11:15-12:00	メンター自己紹介	
12:00-13:00	昼食 ※各自ご持参ください	
13:00-16:30	発達障害の基礎知識 ～自閉スペクトラム症・ADHD・学習障害を中心に～ ※一般 公開講座（メンターは参加必須）	吉川徹 氏（愛知県心身障害者コロニー中央病院 児童精神科）
16:30	終了	

2日目

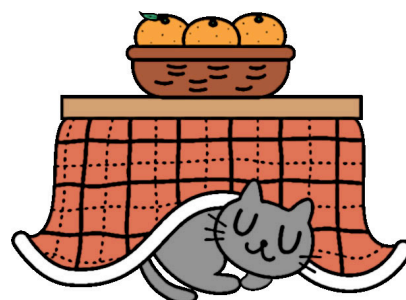
時間	内容	講師
10:00-11:00	相談の基礎技術	大久保純一郎 氏（帝塚山大学臨床心理学）
11:00-12:00	オリエンテーション ロールプレイデモンストレーション	式部陽子 氏（奈良教育大学特別支援教育研究センター）
12:00-13:00	昼食 ※各自ご持参ください	
13:00-15:00	ロールプレイ（グループワーク）	
15:00-15:15	休憩	
15:15-16:30	グループ発表・質疑応答・まとめ	式部陽子 氏（奈良教育大学特別支援教育研究センター）
16:30	終了	

<ペアレントメンター活動の流れ（予定）>



※派遣・活動は、平成28年度からとなります。

※依頼者とメンターに安心して活動して頂くため、支援者同行や複数での活動を基本とします。



発達障害者の支援の在り方に関する今後の方向性

平成27年12月10日
自由民主党障害児者問題調査会

発達障害者支援法の施行（平成17年4月）から10年が経過し、発達障害をめぐる状況や国民の意識は大きく変化している。「発達障害」という言葉が社会に浸透し、本人や家族からの相談や福祉サービスの体制が拡充され、発達障害についての専門的な相談等を担う発達障害者支援センターはすべての都道府県・指定都市に設置されている。また、教育や就労の分野でも支援体制は前進し、発達障害に関する調査研究も臨床から実務の分野まで着実に進んできた。

一方で、発達障害者の支援体制については地域ごとに濃淡があり、また、

支援を求める当事者や家族は増加していることから、医療、保健、福祉、教育、労働などの様々な分野での一層の取組や、発達障害の特性や生活上の困難性などの普及啓発が求められている。

そこで、当調査会においては、発達障害をめぐる当面の諸課題を整理し、発達障害者、家族、事業者等のニーズを踏まえた必要な支援の仕組みを構築するため、本年3月から合計5回にわたって発達障害に関する有識者や実務担当者からヒアリングを実施して議論を行い、以下のとおり、発達障害をめぐる諸課題に対応するために速やかに実施すべき事項をとりまとめた。

今後、厚生労働省や文部科学省をはじめとする関係省庁においては、必要な予算の確保、事業や制度の実施・運営等の見直しを速やかに実施するよう努め、発達障害者やその家族が

安心して暮らすことができるよう、地方公共団体等と連携しつつ、必要な支援の仕組みを構築すべきことを提言する。

1) 発達障害の実態等の研究の推進
発達障害者の実数については、文部科学省の公立小中学校を対象とする調査によれば、その可能性のある児童生徒は約6.5%とされているが、全年齢の発達障害者の数については把握されていない。また、発達障害は脳の器質的な障害とされているが、未だ解明されていない部分も多く、支援手法の開発もようやく進展してきたところである。

このため、国の研究事業や発達障害情報・支援センターを活用し、発達障害の原因や発達障害児者数などの実態、年代やタイプ別に異なる支援を含め、最新の技術や研究成果を活用した支援手法の開発や検証などの研究を推進するべきである。

2) 円滑かつ的確な診断の推進

発達障害について診断可能な医療機関は着実に増加しているが、的確な診断を行うための診察については、必ずしも円滑に行われていない状況にある。

このため、発達障害についての的確に診断できる医療機関を確保する観点から、精神科だけでなく、内科、小児科等の医師の研修を推進するとともに、診断に時間を要することを踏まえて児童・思春期患者への専門的な外来診療について診療報酬による評価を検討すべきである。

3) 発達障害児の療育等の充実

発達障害の早期発見のため、1歳6ヶ月児健診、3歳児健診、就学前健診等が活用されており、発達障害の発見後、できるだけ早期に特性に合った療育（発達支援）を開始し、障害福祉サービスだけでなく、専門家のバックアップを受けながら保育

所などでも適切に対応していくことが必要である。

このため、身近な地域で個々の発達障害者の特性に応じた必要な支援を受けられるよう、療育を提供する障害福祉サービス事業所や子ども子育て支援施策分野の担い手に対する研修の充実や都道府県等からの専門的な職員の派遣などを進めるべきである。

4) 保護者の対応

発達障害者の支援は、医療、福祉、教育などの各分野の担い手が連携して行うだけでなく、特に子どもにとっては、最も身近な存在である保護者が発達障害を正しく理解した上で子どもと接することが重要である。

このため、発達障害者の保護者が、その子の情緒面に留意しつつ、子どもの特性を肯定的に捉えられるようにするペアレント・プログラムに参

加すること、保護者の気持ちの整理を助けるペアレント・メンターの相談を受けること等により、子どもの特性に沿った支援を自ら行い、また、専門的な支援を受けやすくなるよう、必要な仕組み作りを各地で進めるべきである。

5) 学校における特別支援教育の推進

小中学校における特別支援教育の体制整備に加え、成人期を見据えた高等学校での特別支援教育を推進するべきである。

具体的には、小中学校における通級による指導を担当する教員や特別支援教育コーディネーター等の加配定数の充実、特別支援教育支援員の配置の充実を図るべきである。加えて、教員養成課程における特別支援教育に関する科目の必修化や通常の学級の担任教員を含む全ての教員に対す

る研修の充実を図るべきである。
また、高等学校において、生徒の社会生活や就労に向けた適応力を高める観点から、ソーシャルスキルに関する指導を含め、キャリア教育や就労支援を、労働や福祉等の関係機関と連携しながら充実するとともに、通級による指導の制度化について検討を進めるべきである。

さらに、各学校における発達障害のある子供への教育支援体制を整備するため、教育委員会、学校、保護者が活用できるガイドラインの作成など発達障害に関する理解啓発の充実を進めるべきである。

加えて、大学等において設置されている「障害学生支援室」や「障害学生支援センター」などにおける学業等へのサポートについて好事例を収集し、広く周知を行うべきである。

6）成人期の支援の推進

成人期の発達障害者については、安

定した生活を送っているように見える方でも、日常生活において感覚過敏や対人交流の難しさなどで生きづらさを感じることもあるため、このような状況を適切に把握し、相談や見守りなどの支援につなげる必要がある。

このため、社会生活等への適応状況を在学中から確認しつつ、ニーズを把握するためのアセスメント手法や、将来を見据えたひとり暮らしの練習、当事者同士の支援などのモデル的な実践の普及を推進するべきである。

さらに、発達障害者については、就職活動や職場定着に困難を抱えている場合があるため、引き続き就労機会の確保に努めるとともに、職場定着に係る支援を推進するべきである。

7）困難事例に適切に対応する体制

も基礎的な知識や技術の浸透はこれからの段階にある。

このため、発達障害に関する正確な知識や技術を有する医療、福祉、教育などの分野の指導者の育成や、民生委員などの身近な地域における理解者を増やすことについて、発達障害地域支援体制整備委員会等において民間団体や行政が協力して検討を行い、これまでで少なかった実習形式の研修の強化などを通じて人材の育成を一層推進するべきである。

以上

発達障害 就労支援を強化 超党派で10年ぶり法改正へ

自閉症やアスペルガー症候群などの人を支える「発達障害者支援法」が約十年ぶりに改正される見通しとなった。他人とコミュニケーションを取るのが苦手だったりする特性に配慮し、企業で長く働き続けられる

環境整備や、教育現場でのきめ細かな対応を促す。超党派の国会議員が改正案の骨子をまとめた。来年一月召集の通常国会に提出する。成立する公算が大きい。

支援法は議員立法で二〇〇五年に施行。障害の早期発見や学校教育、就労などで、国や地方自治体の基本的な責務を定めた。発達障害の名前は広く知られるようになったが、日常生活での困難さに対する理解は十分とは言えず、法改正で「社会の障壁」を取り除く必要があるとした。

発達障害は見た目には分かりにくい。周囲が気付かないことが多い。職場でいったん人間関係を築いても、上司が替わるなどした場合に適応できず、不当な配置転換や離職に追い込まれるケースがある。

改正案では現行法の「就労機会の確保に努める」との項目に、国、都道府県による「就労定着の支援」を

の構築

地域で生活する発達障害者が強度行動障害等により地域生活の継続に困難が生じた場合や、犯罪の被害者や被疑者となった場合には、コミュニケーション能力が高くないこと等の発達障害の特性を踏まえた適切な対応が不可欠である。

このため、発達障害地域支援マネージャーを中心として、強度行動障害や触法事例などについて、対応が容易ではない状況になる前からの取り組みや、医療、福祉、教育、労働等の分野だけでなく、司法や捜査の関係機関との連携による一貫性のある対応が実現できるよう取組を推進するべきである。

8）人材の育成

支援を必要とする当事者は年々増加しているが、発達障害について専門的な知識や技術を有する者は未だ多くなく、関係分野の担い手について

新たに規定。職場の上司や同僚との橋渡し役となるジョブコーチやハローワークの取り組みを強化し、事業主の適正な雇用管理を求める。

小中学校では子どもの状態に合う目標や取り組みを定めた個別指導計画の作成が進んでいるが、高校などにも浸透させ、福祉機関との情報共有を後押しする。

このほか他人に迎合しやすい人もいるため、刑事事件の取り調べや裁判で不利にならないように、専門家との連携や、社会復帰後の支援を念頭にした配慮を求める。

国は一四年一月、障害者への差別を禁じ、社会参加を促進する「障害者権利条約」を批准。超党派の議員連盟が発達障害の当事者団体や関係者から意見を聞き、法改正に向けた議論を進めてきた。

◆改正案のポイント

一、発達障害者は障害および「社会

的障壁」により、日常の生活に制限を受ける者とする。

一、国、都道府県は就労機会の確保に加え、定着を支援。事業主は特性に配慮した適正な雇用管理に努める。

一、教育現場で個別指導計画の作成を推進し、福祉機関と情報を共有。
一、刑事捜査や刑事訴訟で、専門家との連携や、社会復帰後の支援を念頭に配慮。

(東京新聞 12月27日朝刊より)

情報コーナー

☆～学校生活で つまずいている子ども達のために 知ってほしいこと～

講師：よつば もこ 氏

絵本「学校コワイ」著者

日時：3月6日(日) 受付 13:30

～ 開演 14:00 ～ 16:15 (終了予定)

場所：川西文化会館 2階

☆講演会

障がいのある子ども達の思春期の性

主催：一般社団法人 無限

日時：1月31日(日) 13:00

～ 15:30 開場 12:40 ～

場所：生駒コミュニティセンター

文化ホール

講師：河野 美代子先生

広島市 河野産婦人科クリニック医

サークル室ABC

資料代：お1人 500円 会員は無料

定員：35名(定員になり次第締め切らせていただきます)

申込みは、メール・FAXで

①お名前②ご住所③ご連絡先④ご所

属をご記入の上、下記の 川西町LD研究会 事務局へお申し込みください。

川西町LD研究会 事務局 松村

TEL：0743-20-0035

FAX：0745-43-0119

e-mail: kwns@iris.eonet.ne.jp

http://www.eonet.ne.jp/~nara-

kawanisi/

★わくわく親のひろば 発達の気になるお子さんの子育て未就学児・小学校低学年の発達が気になるお子さんの保護者対象

～先輩ママの経験から教えてもらえること～

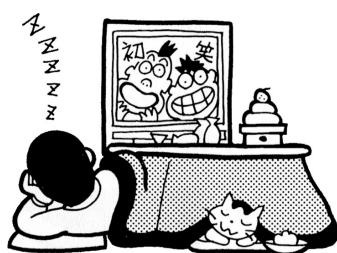
院長

講演料：500円 (手帳提示者無料)

参加申し込み方法

メールかFAXで下記の内容を記載の上、お申し込みください。

お名前(フリガナ)・ご住所・ご連絡先・所属および職業・お子さんの年齢学年(小・中・高)それ以上/



主催：磯城郡自立支援協議会 子ども支援ワーキングチーム

日時：2月16日(火) 午前10時～12時

場所：川西町こども支援センタ

(ふれあいセンター内)

定員：30名 参加費：無料

参加申し込み方法：

お名前(フリガナ)・ご住所・TEL & FAX・子育てでお困りのこと等、必要事項を記入しメールにてお申し込みください。

メールアドレス kawanisi-ld@iris.eonet.ne.jp

*小さなお子さまと一緒の方は、ご相談ください。

養護・地域/

河野先生にお子さんの「性」に関する問題でのご質問

メール one.piece.step@gmail.com

FAX 0743-85-6669

お問い合わせ

一般社団法人 無限 上記のメール & FAXでお願いいたします。

発行人：関西障害者定期刊行物協会

住所：〒543-0015

大阪市天王寺区真田山2-2 東興ビル4F

編集人：河村 舟二

定価：100円